

内閣参質一三六第五号

平成八年六月二十五日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

参議院議長 斎藤十朗殿

参議院議員栗原君子君提出市街地上空の自衛隊機飛行訓練等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員栗原君子君提出市街地上空の自衛隊機飛行訓練等に関する質問に対する答弁書

一の1及び二の1について

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）においては、航空交通管制圏外の一定の空域を通常の飛行形態により繰り返し飛行することを制限する旨の規定は存在しない。

一の2及び二の2について

航空法においては、自衛隊の飛行訓練を、H空域、第三空域、第四空域等の訓練空域及び試験空域で行うことを義務付ける旨の規定はなく、御指摘の自衛隊の航空機の飛行は、訓練空域及び試験空域以外の空域においても実施し得るものである。

一の3及び二の3について

航空法上の飛行計画は、航空交通管制業務を行う等の目的から、その通報等を義務付けるものであり、飛行目的の記載を求めている。したがって、御指摘の飛行訓練を目的とする飛行について、その飛行計画の内容を把握することができないため、明らかにすることは困難である。

二の4について

御指摘の進入コースについては、航空交通の安全性が確保されることが確認されたことから、昭和五十六年五月に設定した。

三について

昭和六十二年十一月から平成八年五月までの間における東京都小平市及び国分寺市上空での自衛隊機によるニアミスは報告されていない。